

基金の設立について

下記の「基金運用指針」に基づいて、2013年（平成25年度）より子どもの為に実際的に用いる総合的な支援としての「基金」の運用が開始されました。

今までは実質的には就職支援の運転免許費用の援助活動のみとなっていましたが、基金の設立によってより子どものニーズに応じた就学支援にもつなげて行けるものと展望しています。

能力をもちながらも進学を諦めなければならなかった子どもや、若草園を巣立っていった後に遭遇したトラブルの助けとするのが目的です。

「若草園を支える会」基金運用指針

「若草園を支える会」基金は、基本的に「若草園を支える会」資金援助方針の主旨に則り、「若草園を支える会」会計の特別会計として運用する。

基金の原資は、積立金（毎年の会費の一部を積み立てる）、寄付金、利子等とする。

基金の目的は、保護者等の援助や公的助成が期待出来ない在園児並びに卒園児・退園児（原則として未成年者）の就労・就学援助及び不測の事態（当面の生活資金や入院費用等）に備えるものとする。

「若草園を支える会」は、本基金を若草園施設長の要請に基づき、協議のうえ1件につき原則として30万円を限度として無利息・無担保で貸出決定をする。

但し、緊急を要する場合等必要に応じ、ケースバイケースとして、臨機応変に自立支援金として給付、助成を行う。

この基金は、2013年5月14日制定し、運用を開始するものとする。